



社会参加推進センター

当センターは、身体・知的・精神の障がいの種別に関わらず、各障がい者の多種多様な要望を把握して、地域での自立生活と社会参加を促進することを目的に、山形県より社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会が委託を受け、平成10年11月に設置されました。主な事業は、下記の通りです。

障がい者なんでも相談室(障がい者110番)の設置

 直通電話・FAX 023-687-5333

「何かお役に立てることはありませんか？」をモットーに、障がいを持つ方々の生活の支援するため、人権問題や財産管理、生活全般にわたる様々な相談に応じています。

【利用対象者】

身体障がい・知的障がい・精神障がい等、障がいのある方やそのご家族、関係者。

【相談方法】

上記への電話・FAXだけでなく、手紙でのご相談や、事前にご予約をいただければ来所されての相談も受け付けております。相談の内容や身体の状態などを考慮の上、ご自身に合った方法をお選びください。

【相談時間】

月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（上記以外は留守番電話とFAXで対応し、後日、相談員より連絡を差し上げます）
毎月、第3金曜日は弁護士による法律相談日となっております。（要予約）

【相談を受けるにあたって】

相談料は無料です。秘密厳守で対応します。

相談員活動強化事業(障害者相談員研修会)

あなたのお住まいの近くには、県知事から委嘱を受けた障害者相談員がいるのをご存知ですか？県内には、身体障害者相談員が185名、知的障害者相談員が66名おり、障がいを持つ方やそのご家族がなっております。

こうした相談員に対し、行政制度の説明や情報交換等を行う研修会を開催し、相談員の対応能力の向上を図っています。

※障害者相談員に相談希望の方は、お住まいの市町村や当協会にお問い合わせください。

